

1

令和2年第1回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

令和2年1月31日

議 事 日 程

令和2年1月31日(金曜日)

午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1 号 東濃西部広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定するについて
- 第 4 議第 2 号 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて
- 第 5 議第 3 号 東濃西部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて
- 第 6 議第 4 号 東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するについて
- 第 7 議第 5 号 東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて
- 第 8 議第 6 号 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて
- 第 9 議第 7 号 東濃地域医師確保奨学基金条例を廃止するについて
- 第 10 議第 8 号 令和元年度東濃西部広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 第 11 議第 9 号 令和元年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算(第1号)
- 第 12 議第 10 号 令和元年度東濃看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 13 議第 11 号 令和元年度東濃西部少年センター事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 14 議第 12 号 令和元年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 15 議第 13 号 令和元年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 16 議第 14 号 令和2年度東濃西部広域行政事務組合一般会計予算
- 第 17 議第 15 号 令和2年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計予算
- 第 18 議第 16 号 令和2年度東濃看護専門学校事業特別会計予算

第 19 議第 17 号 令和 2 年度東濃西部少年センター事業特別会計予算

第 20 議第 18 号 令和 2 年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計予算

第 21 議第 19 号 令和 2 年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計予算

第 22 議第 20 号 令和 2 年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計予算

議第 1 号

東濃西部広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例を制定するについて

東濃西部広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 1 月 31 日 提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の
規定による職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に
関しては、多治見市職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日
から施行する。
- 2 この条例の規定に基づく職員の任期を定めた採用に関し必要な手続その他の行為
は、この条例の施行の前においても行うことができる。

議第 2 号

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成 5 年組合条例第 9 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 1 月 31 日 提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成 5 年組合条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「臨時の職員」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び同法第 22 条の 3 の規定により任用される職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号

東濃西部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するについて

東濃西部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年1月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関しては、多治見市職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 4 号

東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
について

東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成 5 年組合条例第 3 号）
の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 1 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成 5 年組合条例第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 1 項ただし書を削る。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（管理職手当の特例）

第 4 条 東濃看護専門学校に勤務する職員（事務職員を除く。）の管理職手当につ
いて、管理職手当を支給する職員の職及び管理職手当の額は、組合の規則で定め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 号

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するにつ
いて

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成 5 年組合条例第 8 号）の一
部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 1 月 31 日 提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成 5 年組合条例第 8 号）の一部
を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができ
る。

附 則

この条例は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）の施
行の日から施行する。

議第6号

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例（平成20年組合条例第1号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年1月31日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正する条例

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例（平成20年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「年5パーセントの割合で」を「償還期日の翌日における法定利率により」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月30日までに償還期日が到来した場合における遅延利息の割合については、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第 7 号

東濃地域医師確保奨学基金条例を廃止するについて

東濃地域医師確保奨学基金条例（平成20年組合条例第 2 号）を次のように廃止するものとする。

令和 2 年 1 月 31 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃地域医師確保奨学基金条例を廃止する条例

東濃地域医師確保奨学基金条例（平成20年組合条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。